

高知県公報

発 行
高 知 県
高 知 市 丸 ノ 内
一 丁 目 2 番 20 号
発 行 日
毎 週 2 回
(火曜日・金曜日)

目 次

条 例	ページ
◎高知県個人情報の保護に関する法律施行条例	5
◎高知県職員の高齢者部分休業に関する条例	12
◎高知県四国カルスト県立自然公園公園施設の設置及び管理に関する条例	12
◎職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例	17
◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	33
◎高知県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例	33
◎高知県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	33
◎高知県旅館業法施行条例の一部を改正する条例	34
◎高知県民生委員定数条例の一部を改正する条例	35
◎高知県子ども・子育て支援会議設置条例の一部を改正する条例	36
◎高知県都市計画法施行条例の一部を改正する条例	36

公布された条例のあらまし

◆高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（高知県条例第34号）

- 1 条例制定の目的

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正等を考慮し、同法を施行するため、同法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることとした。
- 2 主要な内容
 - (1) 保有個人情報の開示請求があったときに開示する公文書に含まれる情報として、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）において開示することとしている国家公務員等の氏名を加えること。（第4条）
 - (2) 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にななければならないこととし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができる。（第5条）
 - (3) 開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとする。（第6条）
 - (4) 県の機関に対し保有個人情報の開示請求をする者は、開示の実施の方法が地方公共団体等行政文書の写し等の交付によるときは、次に掲げる額の費用を負担しなければならないこと。（第7条及び別表）
 - ア 手渡し等により地方公共団体等行政文書の写し等を交付する場合
 - (ア) 地方公共団体等行政文書を用紙に複写したもの等
用紙1枚につき10円（多色刷りは、20円）
 - (イ) 地方公共団体等行政文書を電磁的記録媒体に複写したもの
電磁的記録媒体の購入等に要する額
 - イ インターネットを利用して地方公共団体等行政文書の写し等（スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をPDFファイルにしたもの）を交付する場合
スキャナにより読み取る用紙（用紙20枚まで）1枚につき10円（読み取る用紙が多色刷りのときは、20円）
 - ウ 地方公共団体等行政文書の写しを外部に委託して作成したものを交付する場合
地方公共団体等行政文書の写しの作成に要する額
 - (5) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額を定めること。（第8条）
 - (6) 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くため、高知県個人情報保護審議会を置くこと。（第9条第1項）
 - (7) 県の機関等が行った開示決定等に係る審査請求に伴う諮問は、高知県行政不服審査会条例（平成27年高知県条例第67号）の規定により置かれた高知県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対して行うこととする。（第10条）
 - (8) 審査会の行う調査審議の手続等について、インカメラ審理、ヴォーン・インデックスの手続、提出資料の写しの送付等の規定を置くこと。（第11条から第15条まで）
 - (9) 知事は、毎年1回、県の機関等における個人情報の保護に関する運用状況を取りまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこと。（第16条）

- (10) 高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)は、廃止すること。(附則第2項)
- (11) (10)に伴う経過措置及び罰則について定めること。(附則第3項から第10項まで)
- (12) 高知県情報公開条例について、次のとおり一部改正をすること。(附則第11項)
- ア 死者に関する情報に係る開示については、実施機関が定めるところによることとする。
- イ 情報公開システムに係る規定を削除する。
- ウ 公文書の写し等の交付に要する費用の額を条例において規定することとし、その額等は、保有個人情報を開示する場合と同様とする。
- エ その他高知県個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴う規定の整備を行う。
- (13) 高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例(平成28年高知県条例第5号)について、書面等交付手数料のうち多色刷りのものを1枚につき20円(現行 50円)とするとともに、両面に複写等されたものは、片面2枚として計算することとする。(附則第13項)
- (14) 関係条例について規定の整理等を行うこと。(附則第14項及び第16項)
- (15) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本人確認情報の保護に関する審議会は、高知県個人情報保護審議会(現行 高知県個人情報保護制度委員会)とすること。(第9条第3項及び附則第15項)
- 3 施行期日
この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
- ◆高知県職員の高齢者部分休業に関する条例(高知県条例第35号)
- 1 条例制定の目的
地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第85号)による地方公務員法(昭和25年法律第261号)の一部改正等がされたことを考慮し、一定の年齢に達した職員が勤務時間の一部について勤務しないことができる高齢者部分休業の制度を設けることとするとともに、高齢者部分休業に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 主要な内容
- (1) 任命権者は、定年から5年を減じた年齢に達した職員の申請により、当該職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で5分を単位として、高齢者部分休業をすることを承認することができること。(第2条及び第3条)
- (2) 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料等を減額した給与を支給すること。(第4条)
- (3) 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を退職手当に係る在職期間から除算すること。(第5条)
- (4) 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができること。(第6条)
- (5) 任命権者は、職員の申請により、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができること。(第7条)
- (6) この条例の施行の前においても、(1)の例により高齢者部分休業の承認の申請ができること。(附則第2項)

- 3 施行期日
この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、2の(6)は、規則で定める日から施行することとした。
- ◆高知県四国カルスト県立自然公園公園施設の設置及び管理に関する条例(高知県条例第36号)
- 1 条例制定の目的
地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき四国カルスト県立自然公園に設置する公園施設の管理を指定管理者に行わせることとするともに、利用料金の制度を導入する等当該公園施設の管理に関する事項を定めることとした。
- 2 主要な内容
- (1) 四国カルスト県立自然公園公園施設(以下「公園施設」という。)を高岡郡津野町に設置すること。(第1条)
- (2) 公園施設の管理は、指定管理者に行わせるものとする。(第2条)
- (3) 公園施設の休園日及び利用時間を定めること。(第3条及び第4条)
- (4) 公園施設における損傷等の行為を禁止等するとともに、有料の公園施設を利用しようとする者等は、指定管理者の許可を受けなければならないこと。(第5条から第8条まで)
- (5) 公園施設を利用する者の責務及び利用等の許可に伴う権利の譲渡等の禁止について定めること。(第9条及び第10条)
- (6) 指定管理者は、利用等の許可を受けた者が指定管理者の指示に従わないとき等は、利用等の許可の取消し等ができること。(第11条)
- (7) 公園施設の利用料金の納付、收受、承認、減免及び還付について定めること。(第12条から第16条まで)
- (8) 指定管理者が公園施設の管理を行うことができない場合における公園施設の利用料の納付、減免及び還付について定めること。(第17条)
- (9) 公園施設における行為の許可又は有料の公園施設の利用の許可を受けた者及び指定管理者の原状回復義務について定めること。(第18条)
- (10) 公園施設を利用する者及び指定管理者の損害賠償義務について定めること。(第19条)
- (11) 指定管理者は、公園施設における行為の許可等、有料の公園施設の利用の許可等、行為又は利用の許可の取消し等その他の行為又は利用の許可に関する業務、公園施設の利用料金の收受、減免、還付その他の利用料金の徴収に関する業務、公園施設の施設、設備等の維持管理及び補修に関する業務並びに公園施設の設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務を行うこと。(第20条)
- (12) 指定管理者の指定の申請、指定の方法及び変更の届出並びに事業報告書の作成及び提出について定めること。(第21条から第23条まで)
- (13) 知事は、公園施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるとともに、その指示に従わないとき等は、指定の取消し等ができること。(第24条及び第25条)
- (14) 知事は、指定管理者の指定をしたとき等は、その旨を告示するものとする。(第26条)
- (15) 指定管理者の秘密保持義務について定めること。(第27条)
- (16) 指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為、利用等の許可等並びに利用料金の承認等は、この条例の施行の前においても行うことができること。

 条 例

高知県個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。
 令和4年10月21日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第34号

高知県個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）を施行するため、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び政令において使用する用語の例による。

(県の責務)

第3条 県は、法第3条に規定する基本理念にのっとり、国の施策との整合性に配慮して、県の機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7章に基づいて設置される高知県の執行機関、高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）第3条第2項の規定により置かれる公営企業局及び高知県警察本部（警察署を含む。）並びにこれらに置かれる機関をいい、議会を含む。以下この条において同じ。）、地方独立行政法人及び県内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、法第12条の規定に基づき、県の機関又は県が設立した地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(不開示情報としない情報)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第6条第1項各号（第2号を除く。）のいずれにも該当しない情報であって、同項第2号エに掲げるもの（氏名に係る部分に限る。）とする。ただし、同号エ(ア)に掲げる者であっては、当該者の氏名を公にすることにより、当該者の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときを除く。

(開示決定等の期限)

第5条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内になしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定に基づき補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、県の機関等（県の機関（第3条に規定する県の機関をいい、議会を除く。以下同じ。）及び県が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、県の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第6条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から

45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、県の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、県の機関等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(費用負担)

第7条 法第89条第2項の規定による県の機関に対する開示請求に係る手数料については、納付を要しないものとする。ただし、開示の実施の方法が地方公共団体等行政文書の写し等（地方公共団体等行政文書を複写した物の写し等を含む。以下同じ。）の交付によるときは、当該地方公共団体等行政文書の写し等の交付を受けるものは、別表に定める額の費用を負担しなければならない。

2 前項ただし書の費用（政令第28条第4項の規定に基づき地方公共団体等行政文書の写し等の送付を求める場合にあつては、同項の送付に要する費用を含む。）は、法第87条第1項の規定による開示の実施がされる前に納付しなければならない。ただし、閲覧、聴取又は視聴の方法による保有個人情報の開示後において地方公共団体等行政文書の写し等の交付を受ける場合における当該費用については、この限りでない。

3 特定個人情報の開示をする場合において、経済的困難その他特別な理由があると認められるときは、第1項ただし書の費用の額を減額し、又は免除することができる。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第8条 法第119条第3項の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を県の機関と締結する者が納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を県の機関と締結する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(高知県個人情報保護審議会)

第9条 法第129条の規定に基づき、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くため、高知県個人情報保護審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 知事は、次に掲げる場合には、審議会の意見を聴くものとする。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合（規則で定める軽微なものである場合を除く。）

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防

止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の基準を定めようとする場合

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、法第62条の規定による利用目的の明示の具体的方法、法第65条の規定に基づく正確性の確保のための方策、法第66条の規定による安全管理措置の具体的手法、法第69条第2項第1号の本人の同意の取得方法その他の県の機関等における個人情報の取扱いに関する運用についての細則を定めようとする場合
- 3 審議会は、前2項に定めるもののほか、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、同法第30条の40第2項の同法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項について調査審議し、及び建議することができる。
- 4 審議会は、委員5人以内で組織する。
- 5 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 9 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合は、その委員を罷免することができる。
- 10 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 11 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 12 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審査請求に伴う諮問に係る審査会)

第10条 法第105条第3項において地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について読み替えて準用する同条第1項の行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行服法」という。)第81条第1項の機関は、高知県行政不服審査会条例(平成27年高知県条例第67号)第1条に規定する高知県行政不服審査会(以下「審査会」という。)とする。

(審査請求人等への提出書類等の写し等の交付に係る手数料等の不徴収)

第11条 法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行服法第38条第1項の規定による審査請求人又は参加人への交付については、同条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の手数料及び行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第14条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の送付に要する費用の納付を要しない。

(審査会の調査権限)

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした県の機関等(以下「諮問庁」という。)に対し、保有個人情報(法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、法第94条第1項に規定する訂正決定等又は法第102条第1項に規定する利用停止決定等に係る法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定に基づく求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員による調査手続)

第13条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定に基づき提示された保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第14条 審査会は、第12条第3項の規定に基づく資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行服法第81条第3項において準用する行服法第74条若しくは同項において準用する行服法第76条の規定に基づく主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し(電磁的記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人又は諮問庁をいう。以下この条において同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

第15条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(運用状況等の公表)

第16条 知事は、毎年1回、県の機関等における個人情報の保護に関する運用状況を取りまとめ、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 知事は、前項の規定による公表に併せて、法第74条第2項第9号の本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイルについて、個人情報ファイルの名称、個人情報ファイルを保有する組織の名称、個人情報ファイルの利用目的、個人情報ファイルに記録される主な項目その他その概要を公表するものとする。

(規則等への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、法及び政令並びにこの条例の施行に関し必要な事項は、規則等(地方自治法第15条第1項に規定する規則、同法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程をいう。)で、又は県が設立した地方独立行政法人が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(高知県個人情報保護条例の廃止)

2 高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)は、廃止する。

(高知県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行前にされた前項の規定による廃止前の高知県個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第15条各項の規定に基づく個人情報の開示の請求及び当該請求による開示に係る旧条例第25条の規定に基づく訂正の請求(この条例の施行後にされる訂正の請求を含む。)並びに旧条例第29条の規定に基づく是正の請求については、旧条例

第2章（第23条を除く。）の規定は、なおその効力を有する。

- 4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧条例第33条の3第1項の規定により、旧条例第36条第1項の規定により置かれた高知県個人情報保護審査会（附則第8項において「審査会」という。）にされた諮問については、旧条例第36条から第36条の9までの規定は、なおその効力を有する。
- 5 この条例の施行前にした行為及び前2項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、旧条例第6章の規定は、なおその効力を有する。
（高知県個人情報保護条例の廃止に伴う罰則）
- 6 この条例の施行前に旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）が保有していた公文書（同条第6号に規定する公文書をいう。以下同じ。）について、この条例の施行後において、次の各号のいずれかに該当する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人情報（同条第1号に規定する個人情報をいう。次項において同じ。）を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
（1） この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
（2） この条例の施行の際現に旧条例第14条第2項の委託を受けた、若しくは同項の指定管理者が行うこととされた個人情報取扱事務（旧条例第7条第1項に規定する個人情報取扱事務をいう。以下この号において同じ。）に従事している者又はこの条例の施行前において当該個人情報取扱事務に従事していた者
- 7 この条例の施行前に旧実施機関が保有していた公文書について、この条例の施行後において、前項各号のいずれかに該当する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 この条例の施行後において、この条例の施行の際現に審査会の委員である者又はこの条例の施行前において審査会の委員であった者が、旧条例第36条第5項の規定に違反して秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 9 この条例の施行後において、次の各号のいずれかに該当する者が、その業務に関して、附則第6項又は第7項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第1号において同じ。）又は人に対しても各本項の罰金刑を科する。
（1） 旧条例第14条第1項の規定により委託を受け、又は同項の規定により行わせることとされた法人の代表者若しくは管理人又は代理人、使用人その他の従業者
（2） 旧条例第14条第1項の規定により委託を受け、又は同項の規定により行わせることとされた人の代理人、使用人その他の従業者
- 10 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
（高知県情報公開条例の一部改正）
- 11 高知県情報公開条例の一部を次のように改正する。
第6条第1項に次のただし書を加える。
ただし、第2号に掲げる情報（死者に関するものに限る。）にあっては、実施機関

が定めるところによる場合は、この限りでない。

第6条第1項第2号ア中「規定により」を「規定により又は慣行として、」に改め、同号エ中「ウの(ア)及び(イ)」を「エの(ア)及び(イ)」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの(イ)中「この項において」を削り、同号ウを同号エとし、同号イ中「公表」を「公表すること」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

第6条第1項第7号を同項第8号とし、同項第6号イ中「に関する意思決定が不当に阻害される」を「に関し、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に県民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼす」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「身体」を「健康、生活」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号ア中「身体又は健康」を「健康、生活又は財産」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3） 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第6条第2項中「前項第2号から第7号まで」を「前項第2号から第8号まで」に改める。

第10条第1項中「受理した日から起算して」を「開示請求があった日から」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、実施機関が開示請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第12条の2第2項第1号中「第6条第1項第3号ただし書」を「第6条第1項第2号イ又は第4号ただし書」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 実施機関が個人情報の保護に関する法律第60条第3項第2号ロの規定の適用を受ける場合においては、第1項中「実施機関及び」とあるのは「実施機関、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人並びに」と、前項中「当該第三者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「当該第三者」とする。

第14条中「公文書の写し等」を「公文書の写し等（同条第3項の公文書を複製した物の写し等を含む。以下同じ。）」に、「（同条第3項の規定により公文書を複製した物の写し等の交付を受けるものを含む。）は、当該写し等」を「は、当該公文書の写し等」に、「知事、公営企業管理者又は県が設立した地方独立行政法人が定める」を「別表に定める」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前項の費用（次項の規定に基づき公文書の写し等の送付を求める場合にあっては、同項の送付に要する費用を含む。）は、前条第2項の規定による公文書の開示の実施がされる前に納付しなければならない。ただし、閲覧、聴取又は視聴の方法による開示後において公文書の写し等の交付を受ける場合における当該費用については、この

限りでない。

3 前条第2項の規定による公文書の開示を受けるものは、知事、公営企業管理者又は県が設立した地方独立行政法人が別に定めるところにより送付に要する費用を納付して、公文書の写し等の送付を求めることができる。

第15条の2に次の1項を加える。

2 行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第38条第1項の規定による審査請求人又は参加人への交付については、同条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の手数料及び行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第14条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の送付に要する費用の納付を要しない。

第15条の3第2項中「読み替えて適用される」を「読み替えて適用する」に改める。

第16条中第10項を第11項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第18条中「これを」を「インターネットの利用その他の適切な方法により」に改める。

第23条の見出しを「（雑則）」に改める。

第24条中「第16条第9項」を「第16条第10項」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第14条関係）

公文書の写し等の交付に係る費用の額

公文書の種類	交付するものの区分	金額
1 文書（2を除き、複製物を含む。）	（1）用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの（単色刷り）	用紙1枚につき10円
	（2）用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの（多色刷り）	用紙1枚につき20円
	（3）複製物である電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの	電磁的記録媒体の購入等に要する額
	（4）用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したものをスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。以下この表において同じ。）により読み取ってできた電磁的記録をPDFファイルにしたもの	スキャナにより読み取る用紙（用紙20枚までとする。）1枚につき10円（用紙に複写したものは複製物である電磁的記録を用紙に出力したものが多色刷りの場合は、20円）
2 電磁的記録又はマイクロフィルム	（1）用紙に出力したもの（単色刷り）	用紙1枚につき10円
	（2）用紙に出力したもの（多色刷り）	用紙1枚につき20円
	（3）電磁的記録媒体に複写したもの	電磁的記録媒体の購入等に要する額
	（4）用紙に出力したものをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をPDFファイルにしたもの	スキャナにより読み取る用紙（用紙20枚までとする。）1枚につき10円（用紙に出力したものが多色刷りの場合は、20円）
3 公文書の写しを外部に委託して作成したもの		公文書の写しの作成に要する額

備考 1 用紙は、日本産業規格A列3番までの大きさとし、これを超える大きさの用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番の用紙を用いた場合の枚数に換算して金額を算定する。

- 2 公文書が両面のものである場合は、その写しは片面ずつ（用紙2枚）として交付する。ただし、公文書の写し等の交付を受けるものの希望等により両面のもを交付する場合（公文書が片面のものである場合において、両面のものとして交付するときを含む。）は、片面を用紙1枚として金額を算定する。
- 3 この表の1の(4)及び2の(4)による開示の方法は、インターネットを利用して公文書の写し等を交付する場合に限るものとし、読み取る用紙が20枚（読み取る用紙が両面のものである場合は、片面を用紙1枚とする。）を超えるときは、当該方法を利用することができないものとする。

- （高知県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 12 この条例の施行前にされた前項の規定による改正前の高知県情報公開条例第5条の規定に基づく公文書の開示の請求に係る当該公文書の写し等の交付については、なお従前の例による。
（高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例の一部改正）
- 13 高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例（平成28年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。
別表中「50円」を「20円」に改め、同表備考1中「についても、」を「については、片面を」に改める。
（高知県公文書等の管理に関する条例の一部改正）
- 14 高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。
第15条第3項中「高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に、「（死者に関する個人情報にあつては、当該特定歴史公文書等が作成又は取得されてからの時の経過を考慮してもなお保護すべき個人情報に限る）」を「又は当該特定歴史公文書等が作成若しくは取得されてからの時の経過を考慮してもなお保護すべき死者に係る個人に関する情報（以下この項において「個人情報等」という）に、「当該個人情報」を「当該個人情報等」に改める。
第25条第3項中「第15条の3第2項及び第3項」を「第15条の2第2項、第15条の3第2項及び第3項」に改める。
（高知県住民基本台帳法施行条例の一部改正）
- 15 高知県住民基本台帳法施行条例（平成14年高知県条例第33号）の一部を次のように改正する。
第4条中「高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第35条第1項」を「高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）第9条第1項」に、「高知県個人情報保護制度委員会」を「高知県個人情報保護審議会」に改める。
（高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例等の一部改正）
- 16 次に掲げる条例の規定中「高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条及び第67条の規定によるほか、同法」に改める。
- (1) 高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第3号）第24条
 - (2) こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成10年高知県条例第44号）第23条
 - (3) 高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第5号）第19条
 - (4) 高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例（昭和51年高知県条例第15号）第25条
 - (5) 高知県立美術館の設置及び管理に関する条例（平成5年高知県条例第7号）第26条
 - (6) 高知県立文学館の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第2号）第26条
 - (7) 高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（平成2年高知県条例第26

- 号) 第25条
- (8) 高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例 (平成3年高知県条例第34号) 第26条
- (9) 高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例 (平成17年高知県条例第55号) 第16条
- (10) 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例 (平成27年高知県条例第51号) 第27条
- (11) 高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例 (昭和45年高知県条例第1号) 第24条
- (12) 高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例 (平成8年高知県条例第2号) 第20条
- (13) 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例 (平成17年高知県条例第12号) 第22条
- (14) 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例 (平成17年高知県条例第13号) 第22条
- (15) 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例 (平成24年高知県条例第55号) 第24条
- (16) 高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例 (平成22年高知県条例第50号) 第24条
- (17) 高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例 (昭和49年高知県条例第46号) 第16条
- (18) 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例 (平成17年高知県条例第6号) 第26条
- (19) 森林総合センターの設置及び管理に関する条例 (平成11年高知県条例第6号) 第25条
- (20) 高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例 (昭和33年高知県条例第6号) 第26条
- (21) 高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例 (昭和55年高知県条例第11号) 第19条
- (22) 高知県漁港管理条例 (昭和38年高知県条例第17号) 第39条
- (23) 高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例 (平成3年高知県条例第2号) 第26条
- (24) 高知県立池公園の設置及び管理に関する条例 (平成16年高知県条例第64号) 第23条
- (25) 高知県立都市公園条例 (平成17年高知県条例第7号) 第36条
- (26) 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例 (平成9年高知県条例第3号) 第73条
- (27) 高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例 (平成9年高知県条例第4号) 第48条
- (28) 高知県港湾施設管理条例 (昭和29年高知県条例第53号) 第28条
- (29) 高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例 (平成13年高知県条例第6号) 第26条
- (30) 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例 (平成16年高知県条例第2号) 第20条
- (31) 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例 (平成17年高知県条例第9号) 第18条

- (32) 高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例 (平成17年高知県条例第10号) 第19条
- (33) 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例 (平成17年高知県条例第11号) 第19条

別表（第7条関係）

地方公共団体等行政文書の写し等の交付に係る費用の額

地方公共団体等行政文書の種類	交付するものの区分	金額
1 文書（2を除き、複製物を含む。）	（1） 用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの（単色刷り）	用紙1枚につき10円
	（2） 用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの（多色刷り）	用紙1枚につき20円
	（3） 複製物である電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの	電磁的記録媒体の購入等に要する額
	（4） 用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したものをスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。以下この表において同じ。）により読み取ってできた電磁的記録をPDFファイルにしたもの	スキャナにより読み取る用紙（用紙20枚までとする。）1枚につき10円（用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したものが多色刷りの場合は、20円）
2 電磁的記録又はマイクロフィルム	（1） 用紙に出力したもの（単色刷り）	用紙1枚につき10円
	（2） 用紙に出力したもの（多色刷り）	用紙1枚につき20円
	（3） 電磁的記録媒体に複写したもの	電磁的記録媒体の購入等に要する額
	（4） 用紙に出力したものをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をPDFファイルにしたもの	スキャナにより読み取る用紙（用紙20枚までとする。）1枚につき10円（用紙に出力したものが多色刷りの場合は、20円）
3 地方公共団体等行政文書の写しを外部に委託して作成したもの	地方公共団体等行政文書の写しの作成に要する額	

備考 1 用紙は、日本産業規格A列3番までの大きさとし、これを超える大きさの用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番の用紙を用いた場合の枚数に換算して金

額を算定する。

- 2 地方公共団体等行政文書が両面のものである場合は、その写しは片面ずつ（用紙2枚）として交付する。ただし、地方公共団体等行政文書の写し等の交付を受けるものの希望等により両面のを交付する場合（地方公共団体等行政文書が片面のものである場合において、両面のものとして交付するときを含む。）は、片面を用紙1枚として金額を算定する。
- 3 この表の1の（4）及び2の（4）による開示の方法は、インターネットを利用して地方公共団体等行政文書の写し等を交付する場合に限るものとし、読み取る用紙が20枚（読み取る用紙が両面のものである場合は、片面を用紙1枚とする。）を超えるときは、当該方法を利用することができないものとする。